

千葉県告示第479号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和元年 5月31日

千葉市長 熊谷俊人

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称 生実町町内会

(2) 所在地 千葉市中央区生実町1963

(3) 代表者 氏名 丸嶋 義雄

住所 千葉市中央区生実町1581

2 変更があった事項及びその内容

(1) 規約に解散の事由を定めたときは、その事由

「本会は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法68条第1項第3号及び第4項並びに第2項の規定により解散する。」を「本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。」に改める。

(2) 変更の年月日

平成31年4月27日

(3) 変更の理由

地方自治法の改正による